

平成26年4月25日  
国際観光課  
外線：076-225-1128  
内線：3964  
担当：大西、内田

## 「平成26年度 石川県インバウンドセミナー」開催 及び 「石川県海外誘客民間活動支援奨励助成金制度」募集について

県では「海外誘客10倍増構想」の実現に向け、積極的に海外誘客に取り組んでいるところではありますが、更なる誘客拡大のために県内の観光事業者等を対象にした「石川県インバウンドセミナー」を開催します。

今年度は、北陸新幹線金沢開業により、増加が見込まれる外国人旅行者が安心して本県の街歩きを楽しんでいただくための「外国人受入環境整備」をテーマとした講演のほか、県の海外誘客施策等をご紹介します予定です。

また、官民を挙げた積極的な海外誘客を推進するため、県内の観光事業者等による意欲的な海外誘客活動に対する支援として「石川県海外誘客民間活動支援奨励助成金制度」を設けております。

この制度は、県内の観光団体や観光事業者が台湾をはじめとした近隣アジア諸国や欧米豪に出向いて行う商談会等の誘客プロモーション活動に対して助成するものです。

つきましては、別紙のとおりセミナー参加者及び助成対象事業を募集しますので、ご周知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

1 平成26年度インバウンドセミナーについて

(担当：大西、山崎)

- (1) 日 時 平成26年5月30日(金) 14:00~16:30
- (2) 場 所 石川県地場産業振興センター本館3階 第5研修室  
(金沢市鞍月2-1)
- (3) 内 容 ①県の海外誘客事業、市場ごとの取組みについて  
②外国人旅行者の受入環境整備について(観光庁)  
③中部の観光ビジョンⅡについて(中部広域観光推進協議会)
- (4) 定 員 150名  
県内の観光関連事業者、団体、市町の観光担当課  
(宿泊施設、交通事業者、観光施設、飲食店、土産店等)
- (5) 申込方法 申込書に必要事項を記入し石川県観光戦略推進部国際観光課まで  
FAX またはメールで送付。様式は同課ホームページ内に掲載。  
(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokukan/index.html>)
- (6) 申 込 先 石川県観光戦略推進部国際観光課  
TEL: 076-225-1128 FAX: 076-225-1383  
E-mail: k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp
- (7) 申込期限 平成26年5月16日(金)

[参考：平成25年度の開催概要]

- ・ 日 時：平成25年5月31日(金) 13:00~15:00
- ・ 内 容：①県の海外誘客に関する取組みについて  
②インバウンドクルーズの受入について
- ・ 参加人数：約120名

2 石川県海外誘客民間活動支援奨励助成金制度について

(担当：内田、鬼原)

(1) 募集期間

第1次募集(助成対象事業実施期間が平成26年4月1日~9月30日)

・・・平成26年6月30日(月)

第2次募集(助成対象事業実施期間が平成26年10月1日~平成27年3月31日)

・・・平成26年9月1日(月)~10月31日(金)

(2) 募集内容 別添要綱参照

(3) 申請方法 「石川県海外誘客民間活動支援奨励助成金交付申請書」に必要事項を  
記入し下記まで提出。様式は公益社団法人 石川県観光連盟ホームペ  
ージ内に掲載。(<http://www.hot-ishikawa.jp/>)

(4) 問合せ先及び提出先

公益社団法人 石川県観光連盟

[ 石川県観光戦略推進部国際観光課  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 TEL: 076-225-1128 ]

# 石川県海外誘客民間活動支援奨励助成金交付要綱

## 第1条 趣 旨

県内の観光団体や観光事業者等による意欲的な海外誘客活動に対する支援制度を設けることにより、官民を挙げた積極的な誘客展開を図り、本県への外国人旅行者の入込みの拡大に資する。

## 第2条 助成対象者

県内に所在する観光関連団体や宿泊・飲食・交通・旅行事業者など観光関連事業者

## 第3条 助成対象事業

東アジア、東南アジア、欧米豪における国が重点的に誘致に取り組む国・地域（韓国/台湾/中国/香港/タイ/シンガポール/マレーシア/インドネシア/アメリカ/イギリス/フランス/ドイツ/オーストラリア/カナダなど）を対象とした国際旅行博や旅行商談会への参加、旅行会社訪問など誘客出向宣伝事業

## 第4条 助成対象事業期間

助成対象事業期間は4月1日から3月31日までとする。

## 第5条 助成金の額

- (1) 助成対象経費は、第3条に掲げる事業経費であり、韓国・台湾・中国については4万円、香港・東南アジアは6万円、欧米豪については10万円を上限とする。
- (2) 助成は1団体・事業者につき、第3条で掲げる1国・地域あたり1回（1人）までとする。
- (3) 助成金の総額は、予算の範囲内とする。

## 第6条 助成金の交付申請

助成の交付を申請する者は、次の各号に掲げる期日までに公益社団法人石川県観光連盟理事長（以下、「理事長」という）に助成金交付申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 助成対象事業期間が4月1日から9月30日までのものについては、当該年度6月末日まで。
- (2) 助成対象事業期間が10月1日から翌年3月31日までのものについては、

当該年度9月初日から10月末日まで。

#### 第7条 助成金の交付決定通知及び交付決定額

理事長は、第6条により提出のあった助成金交付申請について、適当と認められた場合には、助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

ただし、助成金申請額の合計が予算額を上回る場合には、事業内容の計画性や新規性、誘客目標数などを考慮し、交付額を決定するものとする。

#### 第8条 助成金の実績報告書

助成金の交付決定通知を受けた者は、実績報告書（別記様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、第7条の通知があった日に事業が完了している場合は通知があった日から1か月以内に、事業が完了していない場合は事業が完了した日から1か月以内に理事長に提出するものとする。ただし、通知があった日又は事業が完了した日から1か月後の日が翌年度の4月1日以降となる場合は、当該年度の3月31日までに提出するものとする。

- (1) 出向宣伝先（旅行会社等）の名刺写し
- (2) 渡航日時・訪問先等がわかる日程表
- (3) 渡航手配時の旅費領収書写し

#### 第9条 助成金の額の確定

第8条の実績報告書を受理したときは内容の審査を行い、交付すべき助成金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

#### 第10条 助成金の請求

交付対象団体は、助成金を請求しようとするときは助成金請求書（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならない。理事長は、助成金請求書を受理した日から1か月以内に助成金を支払うものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。